

議案第 179 号

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例

川崎市駅前広場占用条例（昭和 38 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項を次のように改める。

- 3 占用面積若しくは占用の長さが 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは占用の長さに 0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 4 前 2 項の規定により算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 1 項中「もの」の次に「（零であるものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

駅前広場の占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理の方法を変更すること等のため、この条例を制定するものである。